

理由

平成三十年度の税制改正の一環として、観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充及び強化の要請に鑑み、国際観光旅客税を創設することとし、国際観光旅客等を納税義務者とし、国際観光旅客等の国際船舶等による本邦からの出国を課税の対象とするほか、国際観光旅客税の税率を定めるとともに、国際観光旅客税の納付の手續その他納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。